

「国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を
改正する省令案について」に関するパブリックコメントの募集結果について

国土交通省では、令和5年12月15日から令和6年1月14日まで、「国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について」に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、本件に関して、7件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりとりまとめましたので公表します。

皆様方のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 実施方法

- (1) 募集期間 令和5年12月15日（金）～令和6年1月14日（日）
- (2) 周知方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法 電子メール、インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）、FAX及び郵送

2 意見数

提出意見数 7件

3 問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局旅客課
電話番号 代表：03-5253-8111（内線41255）
直通：03-5253-8568

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

ご意見の概要	国土交通省の考え方
<ul style="list-style-type: none">○ウェブサイトへの掲載は賛成する○全ての運転代行業者に例外なく義務付けを行うべき。○自社ウェブサイトを有しないものは業界団体のウェブサイトの利用を可とするべき。	<p>デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「改正法」という。）による自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「代行業法」という。）の一部改正に伴い、自動車運転代行業者に対して、認定を受けたことを示す標識、利用者から収受する料金及び自動車運転代行業約款（以下「標識等」という。）をインターネットにより公衆の閲覧に供する義務が課されることとなります。ただし、改正法による改正後の代行業法第6条第1項において、「その事業の規模が著しく小さい場合その他の国家公安委員会規則・国土交通省令で定める場合」には当該義務を課さないこととされていることから、自動車運転代行業の営業実態や、現に自社ウェブサイトを有しない事業者に上記の義務を課すに伴う経済的負担等に鑑み、原案のとおり定めることとします。</p>